

いじめ防止等の対策

■ 基本的な考え方

- ・いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な影響のみならず、児童の生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、いじめ防止に全職員が共通意識を持ち、組織的に対応する最重要課題である。
- ・いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ児童をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が努める。

1 いじめ未然防止のための常時体制

◆いじめ・不登校対策委員会（校内）

- ・役職者及び、生活指導、学年主任、心理の専門家等で構成する組織を設置する
- ・有効ないじめ・不登校対策が実行に移されているかを評価し、具体策を再立案する
- ・原則、学期に2回実施する「いじめアンケート調査」を確認する
- ・必要に応じてスクールカウンセラー等にも参加を依頼する

○対象：職員 未然防止・早期発見

- ・子どもの心を醸成する学級経営・授業力の育成：研修、学年会、生活指導担当者会
- ・子どもの状態を把握する教師力の育成：研修、学年会、生活指導担当者会
- ・職員会（月1回）、学年会、朝の打ち合わせ等での情報の共有化

○対象：こども（自己有用感・自己肯定感の向上、人権の確立）

- ・道徳：心の発達段階に合わせ、他者の人権を認める心の醸成
- ・学級会：集団の構成員としての役割と仲間と協働する力を育成
- ・キッズセッション：現実起きうる具体的な問題に向き合い、真摯な意見を出し合い、高め合う場を設定

○対象：保護者

- ・大門小の状況にあった「いじめ防止対策」状況を啓発、情宣（年度当初）
- ・保護者及び、子ども本人の相談窓口常設を周知（年度当初）

2 いじめに関する重大な事案の発生

- ① いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

◆緊急いじめ防止対策委員会

- ・①、②の事案が発生したとき、緊急に設置する。
- ・市教委に報告後、校内緊急いじめ防止対策委員会に外部関係者（警察等関係機関等）を加え、設置する。

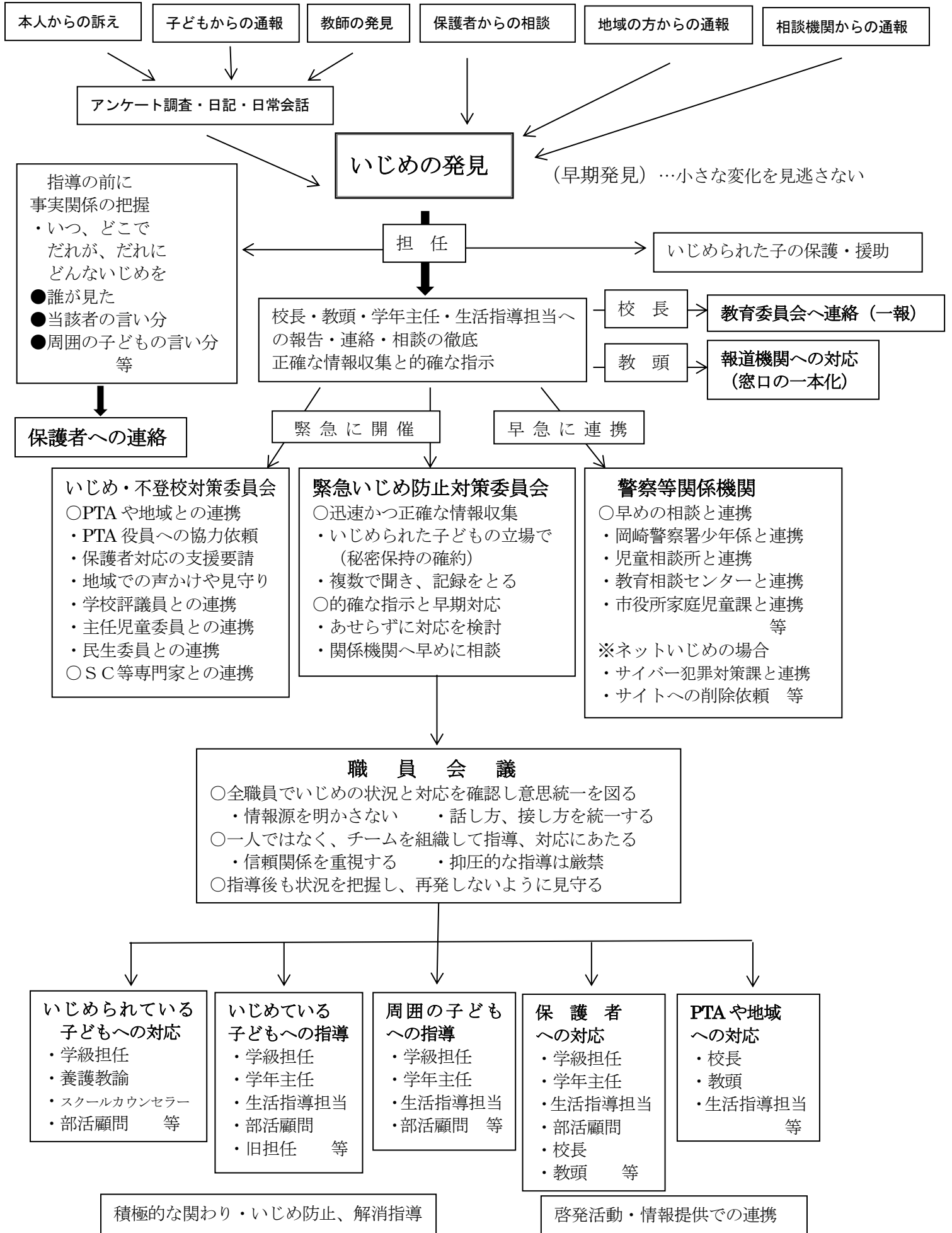
○正確な情報収集

- ア 担任及び、所属学年担当者、生活指導担当 等
- イ 役職者を加えての情報整理

○関係機関への連絡と連携（的確な判断と指示）

- ア 市教委報告と緊急いじめ対策委員会設置への助言
- イ 校内緊急いじめ防止対策委員会と外部関係者（いじめ防止対策委員会・警察等関係機関）による状況判断
- ウ 加害児童、被害児童及び、その保護者双方への対応
- エ 事案への継続的な情報収集と見守り、状況改善にむけた具体的対応
- オ 被害児童側の意思を確認し、学校全体の子ども、保護者への周知

3 いじめ等に関する重大事案発生時の対応



4 いじめ撲滅に向けた取り組み

- ① 日常生活の観察からの情報収集
- ② 原則、学期2回のアンケートならびに個人面談の実施
- ③ 日記指導、学級通信等の活用による、保護者との信頼に基づいた連携
- ④ 大門キッズセッションなどの場における「いじめ」について考える集会の開催
- ⑤ 児童委員会活動による異学年交流活動の推進（ふれあいタイム・大ヤ門ドフェスティバル）

5 いじめにかかわる子どもへの対応

・いじめが起きたとき、以下に示す指導の様態から適切なものを相談し、職員の共通理解の下で、組織的に指導やケアに当たる。

いじめる児童への対応	いじめられた児童への対応
<p>状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や他の教職員が状況を聞く ・養護教諭が状況を聞く ・子どもと親の相談員等の相談員が状況を聞く。カウンセリングを行う <p>指導の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や他の教職員が指導 ・養護教諭が指導 ・校長、教頭が指導 <p>手だて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別室指導、グループ替えや席替え等 ・保護者への報告 ・いじめられた児童やその保護者に対する謝罪の指導 ・児童相談所、警察等の関係機関と連携した対応（サポートチームなども含む） 	<p>状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や他の教職員が状況を聞く ・養護教諭が状況を聞く ・スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く <p>ケアとサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や他の教職員が継続的に面談する ・養護教諭が継続的に面談する ・子どもと親の相談員等の相談員が継続的にカウンセリングを行う ・別室を提供したり、常時教職員がついたりするなどして心身の安全を確保する ・緊急避難としての欠席 ・他の児童生徒に対し、協力・支援を個別に依頼 ・学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施 ・グループ替えや席替え、学級替え等 ・児童相談所等の関係機関と連携した対応（サポートチームなども含む）
<p>その他の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについての状況を確認するため、他の児童に対しアンケート調査や個別面談等を実施する ・いじめについて、被害、加害双方の児童同士の話し合いを実施する ・学級で当該いじめを取り上げ、学級全体に指導する ・いじめについて、学年集会や全校集会を実施して学年・学校児童に対して全体指導する ・職員会議や委員会等で当該いじめについての対応策を検討する ・保護者会やPTA総会等を開催して、当該いじめについて保護者に報告する ・いじめについて、教育委員会と連携して対応する ・いじめが解消していると思われるケースも、継続して担任等でサポートをする 	

※ 文部科学省の定義（平成25年度より）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。